

## 10. 障害福祉サービス事業所における感染症発生時の対応について

林 裕子（ユアサポートぽっぽ サービス管理責任者）、赤澤春奈（飯田保健福祉事務所）

キーワード：感染症の疑い、臨時休業、連携

要旨：障害福祉サービス事業所「ユアサポートぽっぽ」では、平成 23 年 1 月 26 日に腹痛・嘔吐・下痢症状を呈する利用者が複数確認され、感染症が疑われた。事業所の感染防止マニュアルに沿い、事業所を 5 日間臨時休業した。事業所内消毒の徹底をし、日頃行っている感染防止対策の見直しを行った。臨時休業にあたって、ご利用者・ご家族に理解とご協力をお願いし、関係機関との連携をとった。ご利用者・ご家族の他に、協力をお願いした関係機関は、8 法人（NPO 含む）9 事業所、7 ケアホーム 5 業者に及んだ。地域の中で、ご利用者の暮らし方、生き方は多様である。ご利用者を中心に、それを支えるネットワークの一員として、感染症の拡大をどのように防止することができるのか。罹らない、抜けない、持ち込まないために、事業所が、感染症予防を日頃の業務に位置付けて取り組むことが、大事であると考えた。

### A. 目的

感染症は 100% 制御することはできない。したがって感染症が発生した時にどう対応し、感染拡大を防ぐかが大きな課題となる。

特に通所の一障害福祉サービス事業所は、ご利用者及びご家族、それを支える地域の多くの関係事業所とのネットワークの中にある。その中で、感染拡大防止のための臨時休業は、重い判断になる。ご利用者及びご家族に対し、どのように理解と協力を得たのか、また関係する多くの事業所との連携をどう取ったのか課題は何か、経過に沿いながら、検証した。

### B. 患者の発生とその経過

#### ①事業所の概要

社会福祉法人信濃こぶし会「ユアサポートぽっぽ」は、障害福祉サービス事業所（生活介護・生活訓練多機能型）で、知的障害をお持ちの方が利用されている。登録利用者数 29 名、19 歳～75 歳で、平均年齢 49 歳。職員 7 名。

#### ②患者の発症と保健所への報告

平成 23 年 1 月 14 日（金）、利用者 1 名 A の同居人が 1 月 12 日（水）から下痢症状あり。1 月 16 日（日）A が下痢、嘔吐発症、医院受診し、「感染性胃腸炎」と診断される。1 月 17 日（月）～24 日（月）まで A の通所中止。1 月 25 日（火）A 症状なく通所再開、同日 13 名の利用者あった。1 月 26 日（水）朝、25 日に利用した者の内、2 名 B, C がそれぞれ別法人のケアホームにて、発熱及び下痢・嘔吐を発症したとの連絡を電話で受けた。症状から感染症の疑いがあると判断し、ご利用者・職員全員が、手洗い、消毒、マスクの着用を開始した。午前中までに通所者全員を居宅に帰し、1 月 30 日までの 5 日間の臨時休業を決定

した。全利用者の健康状態を把握したところ、25 日に利用した者の内、D が他の関係事業所を発熱のため休んでいることがわかり、自宅へ電話を入れ確認した。発症患者の昼食弁当は共通でなく、同一喫食による食中毒の可能性は低かった。感染症の疑いにより臨時休業をする旨、飯田保健福祉事務所健康づくり支援課へ報告し、指導を受けた。

#### ③臨時休業

臨時休業は、事業所の感染防止マニュアルに沿って行った。平成 22 年 12 月 28 日に「感染症対策および発生時の対応についてのお願い」の文書をご利用者、ご家族、関係事業所に事前に配布してあった。この中には、感染症に罹らない、抜けないために当事業所が毎日行っている受け入れ時のバイタルチェック、体調管理、水分補給、消毒、早めの静養、うがい手洗い、ペーパータオルの使用等について明記してあった。また、臨時休業を行う場合の当施設の判断基準、ご本人と同居のご家族が感染症に罹った場合、お休み頂く目安となる日数を、それぞれ明記してあった。更に、ご利用者の理解を促すために、手洗い・うがいのしかた、マスクの付け方について、施設で複数回装着実習を行った。

#### ④臨時休業中～再開

全利用者の健康状態を把握、消毒の徹底を行う。B は下痢、嘔吐なし、再受診結果「お腹にくる風邪」との診断。C は下痢、嘔吐なし、再受診結果「感染性胃腸炎」。D は解熱、インフルエンザ（-）感染性胃腸炎（-）。この 3 名以外に発症者はなし。

利用者の健康観察をし、患者終息まで毎日、保健所に報告を入れた。

1 月 31 日（月）事業所再開にあたり、臨時休業に至るま

での経過、今後の対応について文書をご利用者、ご家族、関係事業所に即日配布し、ご協力の御礼とお願いをした。ご利用者には、「感染症に罹らない、拡げないためのお願い」の話し合いと実習を数回に分けて行った。

#### ⑤ 感染の終息

事業所臨時休業後、感染の拡大はみられず、事態は収束した。B, C, Dの健康状態は回復し、Bは2月1日(火)より、Cは2月2日(水)より、Dは1月31日(月)より利用を開始した。

### C. 考察

今回、感染拡大を防ぐことができた要因としては、次の事項が考えられた。

- ① 連絡を頂いたご利用者の様子から、早期から感染症を疑い、感染拡大防止の対応を実施したこと。
- ② 拡大防止のための速やかな判断
  - (ア) 事前に定めていた事業所の感染防止マニュアルに、臨時休業の判断基準を明記しており、その基準に沿って早期に判断できた。ご利用者、ご家族、関係事業所には、平成22年12月28日に「感染症対策および発生時の対応についてのお願い」の文書を事前に配布し、協力をお願いしてあり、判断がし易かった。ご家庭からは「〇日間がまんすればいいんだら？」と質問が具体的であり、見通しを示し易かった。
  - (イ) 普段より事業所内の消毒を行ない、消毒チェック表にて記録しており、更に徹底する場合のチェック項目が増やし易かった。
  - (ウ) 臨時休業に伴う保健所への報告と指導があつたこと。保健所への報告については、平成22年11月30日に行われた、飯田保健所主催「社会福祉施設等における感染症・食中毒等の発生及びまん延防止等に係る研修会」の資料にそつて対応した。
  - (エ) 利用者に関わる他の事業所と速やかに連絡を取り、他事業所への感染拡大による混乱を最小限にできうるように努力した。感染症が疑われる事態を正しくお伝えすることで、信頼関係を構築したいと考えた。他事業所の危機感に、そして対応の違いに、感染防止の重要さを学ぶことができた。
  - (オ) 日頃から行っている感染防止対策を見直し、事業再開にあたって、ご利用者、ご家族、関係事業所等に具体的に示すことができた。
  - (カ) 日頃からご利用者、ご家族と連携を密にし、生

活のリアリティを感じることは、「感染症から守る責任」の自覚を促した。臨時休業にあたり、ご利用者ご家族が、お困りになり、感染症の疑いがあることを隠して、他の事業所を利用することもありえたが、どなたもそうされなかつた。「〇日がんばればいいんだら」ご家庭での踏ん張る様子が見えるがゆえに、重い言葉であった。感染症をうつしてはいけないとヘルパー派遣を断つたご家庭まであったと後に聞いた。緊急時における在宅支援体制について課題が残つた。

### D. まとめ

地域の中で、ご利用の方たちの暮らし方、生き方は多様である。それを支えるネットワークの一員としての事業所は、知的障害をもつご利用者が感染症から『自分を守る力』をどう育てるのか、ご利用者をどう守るのか、提起された課題は深い。

ご家族は、普段から120%の力でご本人を支えおり、「介護者の危機は本人の危機である現実」がそこにある。今回の障害福祉サービス事業所の臨時休業は、ご家族にとって、日頃の介護の上に、更に力を出し切らねばならない厳しい事態であった。関係するそれぞれの皆様が、ケアホームで、ご家庭で、関係事業所で何日も踏ん張つて、ご本人たちを支えてくださった。

感染症からご利用者を守ることが、そのご家族を守り、関係事業所を守り、支えるネットワークを守っていくことにつながっていく。

つながる安心、つなげる安心、支える安心のネットワークつくりが、感染予防の要と考える。